



公益社団法人として協働・協創する



社団法人 三重県身体障害者福祉連合会
会長 山本 征雄

あけましておめでとうございます。東日本大震災をみんなで共有し、「絆」と思いやりを大切に「障害を理由に参加を拒むことのない脆くない共に生きる社会の実現」に向けて日々活動しています。また、昨年(こほ)の11月18日には臨時総会を開催し、全会員の同意のもと平成24年4月1日付けで「公益社団法人三重県障害者団体連合会」として発足を目指すことになりました。

さて、「障害者を権利の主体とした自己決定・自己選択の原則の保障」や「障害を理由とする差別の禁止」という「障害者権利条約」の理念を具現化する「障がい者制度改革推進会議」の「第一次意見書」、「第二次意見書」等を尊重して「障害者虐待防止法」が6月、「改正障害者基本法」が7月に成立し、公布日施行で8月5日から施行されました。

同時に並行して「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合福祉法」の骨格提言を9月26日には蓮舫担当大臣に対し手交し、小宮山洋子厚生労働大臣のもとに法案化の作業を進めて、平成24年度の成立を目指しています。

また、障害者相談員についても既に一部の市町では先行して権限移譲されていますが、平成24年度からは「相談員の証票の交付」をはじめとして「相談員活動業務の委託」の全てを各市町が行うことになって県は原則として委託しないことになっています。

日々の身近な生活にかかわる障害者相談員は当事者でしか分からない真に必要なニーズを熟知していて、専門相談員とは異なる大変重要な使命を担っている「相談員活動の基盤を確立」することが喫緊の課題であり、組織をあげて推進してまいります。

私たちは、諸課題に対して国、県、市町をはじめ関係する団体と連携し、スクラップ&ビルドのもとで提言し、「当事者のことは当事者を抜きに、何も決めない(Nothing About Us, Without Us.)」の取り組みのもとで一塊りになって地域の皆さんと手を携えて、協働し、協創してまいります。

新年にあたり、旧来に倍する一層のご指導・ご鞭撻の程をよろしくお願い申し上げますと共に、皆さま方の益々のご健勝をお祈り申し上げ年頭のあいさつとします。



幸福実感日本一をめざして



三重県知事
鈴木 英敬

平成24年の年頭にあたり、謹んでごあいさつを申し上げます。昨年は、東日本大震災により、多くの尊い命が奪われました。また、福島(福島の)の原子力発電所の事故により、未だに自宅に戻ることでできない方がたくさんおられます。さらに、三重県でも9月の紀伊半島大水害により、多くの方が被災されるなど、辛く悲しい出来事が続きました。

このような、自然災害の猛威を目のあたりにし、私たちは日本人の持つ助け合いの精神、絆によって困難を乗り越えていくことの重要性を再認識しました。

今年(今年)は、こうした悲しみを乗り越え、全ての県民が支えあい助け合うことで、県民一人ひとりが幸せを実感できるようにしていきたいと考えます。

さて、障がい者を取り巻く情勢については、国において、障がい者制度の集中的な改革が進められており、障害者自立支援法に代わる新しい制度「障害者総合福祉法(仮称)」や差別禁止に関する法律の制定をめざし議論されているところです。

県では、新しい県の総合計画「みえ県民力ビジョン(仮称)」を策定し、これを基に、県民とともに行動し、協働による効果を生み出し、新しいものを創造するという「県民力による協創の三重づくり」を進めることとしています。

こうした理念の下、本年3月には、新しい「障がい者福祉プラン」(仮称:みえ障がい者共生社会づくりプラン)を策定し、これを施策の基本的な方向として、福祉、医療、労働、教育、住宅などの分野が連携し、施策を着実に実施することにより、障がいのある人が真に安心して地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を進めていきたいと考えています。

また、今年(今年)は、ロンドンでパラリンピックが開かれます。

今大会から、知的障がいのある方も共に参加することになり、昨年の「スポーツ基本法」の成立とともに、障がい者スポーツの新しい流れが生まれようとしています。

本県においても、平成33年の国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の三重県開催をめざしているところであり、障がい者スポーツのより一層の普及、参加機会の増加、県民あげての機運の醸成などを進めていきたいと考えていますので、本年も引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年の皆様のご多幸とご活躍を祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。



新年おめでとうございます



三重県知的障害者育成会

災害時における障がい者への対応を

東海大地震がいつ来てもおかしくないといわれながら、かなりの年数が経って、気持ちにゆりみが出てきているのではないかと危惧していたころへ今回の東日本大震災です。

今回の大震災での様々な出来事をお手本に今から対策と対応を練っておくことが必要だと痛感しています。

まず、パニックを起こす人が地域の避難所に行けない場合を考えると福祉避難所の増設と避難生活の対応マニュアルが欠かせません。その上で、災害時に行政が対応できるまでにそれぞれが持ちこたえられるために何が必要かの整理がいります。行政の防災担当部署だけではなく、広く住民も共有できるマニュアルの作成をしなければいざという時に間に合いません。

今回の大震災では、たくさんの支援物資が広くいきわたらなかつたことが問題とされています。山積みの支援物資が届いて、各地域に配分するための物資の仕分けや輸送経路は、災害時の倒壊家屋や避難者の通行のために思うようにできなかったといいます。宅配業者の応援でやっと動いたのは、かなり時間が経ってからでした。ガソリンの確保も必要だということが明らかになりました。

避難所に行けなかった人たちに支援物資が届かなかったということも明らかになっています。法律の改正も必要だといいますが、困ったときは相身互いという心があれば、解決できる部分もあるのではないのでしょうか。

いち早く避難所にたどり着けるのは、体が丈夫で何の問題もない人たちです。本当に支援が必要な人たちが避難所への到着が遅れてしまうことを想定外で片づけられたくないと思いを大にして叫びたいと思います。

しかも、避難生活で体調をくずしても訴える言葉も力を不足する知的障がい者の急死が報道されるに至っては、災害時の健康管理がいかに大切かを気づかされたとはいえ、失わなくてもいい命が失われてしまったことに憤りを禁じ得ません。

去る10月1日～2日に実施した第44回東海北陸手をつなぐ育成会大会では、(社福)ふわり理事長戸枝陽基氏から「東日本大震災の現地実態報告」

を聞かせていただきました。

震災の事前対策と事後対策に地域の力が欠かれないこと、日頃から災害を想定した対応策が欠かれないことを実感しました。

今回の大震災は、日中の大惨事でした。しかも広範囲です。近隣の県同志の助け合いもままなりませんでした。東京から近いか遠いかが鍵だった。救援の手が届かないところがかかりあったという話には、強い驚きを感じました。

明日は我が身と、今から色々なことを想定した対策を練る必要があります。

育成会では、国会・県会議員さんとの懇談会でも要望をしましたが、今後、内部での検討も大切だと考えています。

力を合わせて社会に訴えていきましょう。

被成年後見人にも選挙権を!!

成年後見人がつくると選挙権が奪われます。障がい者が重度でも選挙に行っている人は多くいます。選挙権が奪われるために判断能力が劣る人を守るための制度の利用が躊躇されるとは…本末転倒です。

今、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会では、全国的に広がっている選挙権剥奪を許さないという裁判を応援するために署名活動を行っています。国会では、院内集会を行い、国会議員の方々にも不条理を訴えました。

国連の障害者の権利を守る条約の批准のためには、必ず問題となる事柄です。

権利を守る制度で、権利を奪われることは許せません。

今後の運動展開については、全日本手をつなぐ育成会権利擁護センターで検討しながら進めていきます。ご理解、ご支援をお願いいたします。

事務局 ☎ 059-225-3930 F 059-225-3935
ホームページ <http://www.12.ocn.ne.jp/~oyanokai/>
E-mail: oyanokai@eos.ocn.ne.jp

三重県精神保健福祉会

健康な社会を育てる!!

昨年11月、「健康な社会を育てる」をテーマに甲州・東海ブロック5県下の精神障害者家族が一堂に会する研修会が松阪で開催されました。

「健康な社会」とは?何でしょうか。平等な社会?差別のない社会?でしょうか…。

今、私の頭には、障害者基本法第2条「障害者

とは、身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。」がよぎっています。

この法律によれば、身体障害者、知的障害者、精神障害者は同等、言い換えれば3兄弟とも言えます。

ところがこの3兄弟の一人（精神障害者）だけを国や自治体が「差別」しているのです。「格差」という名目で。JR・私鉄運賃割引、医療費助成、雇用義務、保護者制度などです。

三重県が「3兄弟のうち精神の人だけを、医療費助成をしない」というのはどういうことでしょうか。1年や2年ではありません。平成7年に「手帳」ができて以来15年以上です。5年～10年以上も続く格差は見せしめであり、「差別」人権問題と言えます。

「命の格差」ではなく「命の差別」になっています。

財源が「ある・なし」ではなく、法の下に公正を貫くかどうかです。

私たち精神障害者家族会は何年も前から議会請願、知事への要請を続けています。

「権利条約の批准」や「差別禁止条例」の準備を早急にすすめる声もありますが、障害種別間「差別」が温存されたままでは何の意味もありません。

健康な社会（差別のない国や県の行政）を目指すことこそが求められています。

新年を迎えるにあたり「健康な社会を育てる」決意を新たにして、国に対しても精神障害者の雇用義務化、保護者制度の廃止、手帳サービス差別撤廃などの実現をめざして取り組む所存です。

事務局 〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34
三重県こころの健康センター内
☎・F 059-271-5808
E-mail:sankaren@sbm.mint.or.jp

三重県聴覚障害者協会

昨年9月3日～4日にかけて日本に上陸した台風12号は紀伊半島、特に三重県南部を中心に大きな被害をもたらしました。熊野市在住の当協会会員宅は床上浸水の被害を受けたため、自宅の修理が終わるまで避難所に避難し、そこでの生活を余儀なくされました。また紀宝町在住の当協会会員も自宅周辺の冠水により、一時的に避難しました。

2週間後の19日に当協会から被害を受けた会員

へお見舞いおよび状況把握を兼ねて当協会ビデオクラブによる取材のため、被災地を訪れました。そこで会員から体験を聞き、また被災の様子を目の当たりにし、自然災害の恐ろしさと同時に当たり前の生活ができなくなるということの大変さを実感し、改めて日々の大切さに気付かされました。会員やその家族全員が無事だったことに安堵しましたが、当協会として、災害時の情報提供・保障、避難対策など聴覚障害者が安心して生活を送れるような支援体制を早く構築しなければならないと感じました。

1日も早く被災地の復興を支援したく11月13日（日）津市久居総合福祉会館にて開催した当協会主催の三重ろう者文化祭にて「台風12号ドキュメント」の写真展を開催し、またビデオ上映を行ない、被害の状況を参加者に伝えることができました。合わせて義援金活動を行い、被災者に贈呈しました。

昨年は東日本大震災、台風による水害など激甚災害が相次ぎました。また全国各地で地震が相次いでおり、災害への不安感が高まりつつあります。今後、当協会として聴覚障害者の災害時支援体制や対策を検討していくことになるでしょう。

事務局 ☎ 059-229-8540 F 059-223-4330
ホームページ <http://deafmie.cocolog-nifty.com/blog/>
E-mail: deaf.mie@viola.ocn.ne.jp

三重県視覚障害者協会

「三重県視覚障害者支援センター」の管理は本協会が三重県から指定管理を受けて第2期目に入りました。昨年からは利用者の利便性を考え試みに土曜日開館を始めました。徐々に土曜日の利用者も増え、特に毎月第3土曜日の「視覚障害者生活訓練等指導員 相談日」は、好評をいただいています。視覚障がい福祉にかかわる多方面の相談に対応しています。

また、サウンドテーブルテニスの卓球台も設置しており、多くの利用者楽しんでもらっています。

図書館業務としては、点字・録音図書（雑誌）の貸出、プライベート製作、対面朗読のサービスに加え、「サピエ図書館」という全国ネットの視覚障がい者向けの電子図書館サービスの普及にも力を注いでおり、利用者も増加しています。図書利用の様々な相談にも応じていますので、どうぞご利用ください。

日常生活訓練事業についても、歩行訓練や、料

理などの家事訓練、日常生活用具等の使い方、点字指導、社会資源の活用などを、協会の各支部との連携のもと、できるだけ各地域で行います。

また、情報デバイドの解消のため、インターネットからの情報入手や、パソコンでのメールができるよう個人講習を中心としたIT教室や、ITサポーターの派遣も行います。

更にサウンドテーブルテニス、ボウリング、ハイキング、グラウンドゴルフなどで、体力づくり、仲間づくり、ボランティアさん等との交流などを行います。

なお、これらの行事の開催予定などを、点字版や、テープ版、デイジー版、墨字版の「視覚障がい者生活情報誌『はなしょうぶ』」でお知らせします。「はなしょうぶ」は、メールでの配信や、ホームページにも掲載しています。無料ですので、御希望の方はお申し出下さい。

昨年10月 松阪市で「あいふえすた イン 松阪」を開催し、①東日本大震災の経験を生かし、大災害に備えて、視覚障がいの生活実態と障がいの特性に配慮した防災対策を要望するとともに、対策案の策定に関しては当事者の声を聴くよう、②三重県視覚障害者支援センターを情報の発信や指導と訓練、当事者と支援者の活動拠点となるよう機能の拡充。また、安全で安心な外出を保障する施策の推進を、③視覚障がい者の働く場を確保し、職業的自立を促進させる施策を、④未だあとを断たない障がい者に対する社会の差別と偏見を解消するための法制度を整備するとともに、社会への啓発を、の4項目を決議しました。今年の名張市で開催しますので、たくさんのご参加をお願いします。

最後になりましたが、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

点字図書館 ☎ 059-228-6367

事務局・購買 ☎ 059-228-3463

IT ☎ 059-213-7300

生活訓練 ☎ 059-213-7301

FAX 059-228-8425

E-mail: mieten@zc.ztv.ne.jp

ホームページ <http://www.zc.ztv.ne.jp/mieten/p/>

三重喉友会

当会は昭和30年創立、今年で58年目、現在会員数は140名、全員種々の疾患のため喉頭摘出術を受け、発声機能を失った方々の患者である。当会

はその方々が第二の声を獲得し、家庭・職場に楽しく復帰するように教育する事を第一の目的としている。又、会員同士の相談や親睦の場としても活発な活動がなされている。各県に1つあり「日喉連」(日本喉摘者団体連合会)に加盟しており、各県は独立しながらお互いに協力している。本年の主な行事予定は以下の通りです。

毎月 発声教室を開催中

※第一水曜日 13時～15時 市立四日市病院発声教室

※第二木曜日 10時～12時 伊勢赤十字病院発声教室

※第三木曜日 10時～12時 三重大学病院発声教室

研修会…東京、大阪、神戸などで開催され、希望者は参加できる。

総会(研修会)…春と秋の年2回、三重大学病院で開催。1泊研修もあり実生活の体験、親睦の場として活用。

事務局 ☎・F 0595-45-7008 (塚本)

三 互 会

昨年9月25日(日)秋の学習会を開催しました。

講師に市立四日市病院 皮膚・排泄ケア認定看護師 森美穂子氏を迎え「震災から学ぶストーマケア」と題してご講演をいただきました。この度の東日本大震災の被災地に三重県の要請による医療チームの一員として陸前高田市に派遣され救護活動をされました。その現場からのご講演でした。オストメイトの災害対策として

自助：自宅ほかに装具を保管し、災害に備えて準備をする。

共助：日頃からオストメイト仲間との連絡網を作り、いざという時の助け合いの輪を広げて災害時に支えあう。災害発生時の日本オストミー協会への一報も役に立つ。

公助：災害時における装具販売店からのストーマ装具の緊急輸送、避難所でのストーマ装具支給、ストーマ外来の緊急対応など。

未曾有の被害を想定しつつ、大きな災害に備え日頃から見直しの必要を強調された。

10月29日には公益社団法人日本オストミー協会の東海ブロック会議があった。議題は公益社団法人として全国に18万人いるといわれるオストメイトにどう発信すれば良いのか協議された。「災害対策の見直し」では、東日本大震災被災各県はストーマ装具物資協定が締結されており、供給がスムーズに実施されたとの報告があった。三重県では備蓄品目にストーマ装具が入っていません。今

後、県に対して協定締結の要請をしていきます。
事務局 ☎・F 059-245-1699 (高)

友 愛 会

オストメイトの皆さん元気ですか。新年を迎えおめでとうございます。

昨年は東日本大震災があり災害にあわれた方は大変ご苦労されました。特に我々の仲間オストメイトは装具を流され十分な補給もなく悪い環境でパウチ交換をされ大変だったと思います。1日も早い復興を期待します。

去る11月27日(日)～28日(月)友愛会秋宿泊体験旅行研修を岐阜長良の「十八楼」で開催しました。参加者は手術後1年未満の人を始め40年以上経過した方々でした。研修に入り手術後の経過現況について一人ひとりから発表してもらい、それらに対し話し合いをした。初めて参加された方は旅行する事大浴場に入る事はストーマが気になり考えたことも無かったようで、今後は地域のグループ仲間と平気で安心して旅行が出来ると満足のようにでした。

友愛会の24年の予定は、3月初心者(新会員)研修、5月春研修、6月春宿泊体験旅行研修、10月秋研修、11月秋宿泊体験旅行研修を計画しております。会員はじめオストメイトの多数の参加をお待ちします。

連絡先 会長 ☎ 0596-52-5623 (豊田)
事務局 ☎ 059-226-5201 (在間)
E-mail: xtkwy255@ybb.ne.jp

三重県ことばを育む会

三重県ことばを育む会では、今年も「障害者の明るいくらし」事業の一環として、療育相談会を行います。日程等については追ってお知らせいたします。

この相談会では、毎回言語や発達障害の専門家の先生を招いて、講演会も実施しています。これらの障害に気付かずに学校や社会生活を送る人々も多く、彼らの「生き難さ」の原因ともなっています。当事者、教育関係者以外にも、広く一般の方々に御来聴いただき、言語、発達障害をもつ人への理解が深まって行くことを願って止みません。

言語や発達に限らず、障害をもつ人々が「生き易い」社会は、健常者にとっても生き易い社会です。三重県ことばを育む会の活動、そして、毎年実施される相談会と講演会が、そんな社会をつく

る、ひとつのきっかけになってくれればと思っています。

最後になりましたが、関係諸団体のみな様にとって、今年が良い年になりますよう、お祈り申し上げます。

連絡先 ☎・F 0595-83-5002 (福田)

E-mail: fukudakk@human.mie-u.ac.jp

三重心臓を守る会

昨年度は総会時に本部事務局長に来ていただき福祉を学びました。勉強会はこれのみです。アンケートを取ると悩みや相談ごとが多岐に亘っているのでミニ相談会を各地ですることになりました。

鈴鹿2回、菰野、松阪、伊勢とランチ会、働いているお母さんに対応するために夕食を挟んでもしました。

話の内容は昼の集りは学校の相談が多いのですが、夜の相談は就活・就労、成人後の生活でした。

また全国でも問題になっていますが、先天性心臓病児の半数以上が成人になりました。それで術後20～30年以上になって状態が悪化したり、再手術の方が見られるようになりました。ところが成人先天性心疾患の患者を診て頂ける病院が少ないことが問題になっています。私たちの会でも県や三重大に成人先天性心疾患外来を作っていただけるようお願いをしました。

これからも会員の声を集め支部活動をしていきたいと思っています。

事務局 ☎ 059-255-4661 (西村)

☎ 059-229-2506 (油島)

三重県重症心身障害児(者)を守る会

平成21年「障がい者制度改革推進会議」設置され「総合福祉部会」設けられ、必要な検討が行われました。平成25年8月の施行を目指すため18回の討議を重ねられました。

○平成23年度 実施行事(7月以降)

7/23、24 東海北陸ブロック専門部会

9/4 県第3回理事会

9/25 東海北陸ブロック専門部会

10/16 第4回理事会

11/12 東海北陸ブロック大会(岐阜市)

11/20 第39回医療講演会(伊勢市)

①「歩み続けて50年そして未来へ」

講師 島田療育センター 院長 木実谷^{きみや}哲史^{しんし}先生

島田療育センターは重症心身者障害児(者)

の医療、療育の原点と云われています。

②「ワクチン最前線～子どもたち、そして私達を守るこれからのワクチンは？」

講師 国立病院機構三重病院 小児科 ^{すが} ^{しげる}菅 秀先生
ワクチン免疫学研究室長他 出席者95名

○平成24年2/25(土)、26(日) 一泊保養事業

熊野市及び在宅介護セミナー

3/9(金)、10(土) 一泊保養事業 猪の倉温泉で行います。

事務局 ☎ 0595-68-1702 (福西)

三重県肢体不自由児(者)父母の会連合会

お誘い 障害児者を抱えご苦労されている保護者の皆様へ

『保護者が元気なうちに頑張りましょう』

私達保護者は、障害児者を抱え生活をも抱え、心身共に苦労が絶えません。この苦労は可愛い我が子の為です、大きく成れば成る程将来の不安も大きく大きく成ります。共に励まし合い子ども達の為に頑張りましょう。

◇まず保護者活動の第1に団体に入会し会員(保護者)が集い共に悩みを語り合う事から始め、そして子ども達が幸せに暮らせるように考える『研修・交流』の場へと発展させよう、役員だけの会でなく一人ひとりの会員・保護者が参加し、親の意識を変えなくては、子ども達の進路や生涯生活の幸せは求められない。

◇施設・養護学校へ入所(入学)された時点では、※地元の会団体には用が無いから『入会又脱退』してしまったが『退所・卒業』した子ども達が、地元に戻って来たその時の事を考えた事がありますか。『在宅障害者になってしまう』

◇これからの福祉は、人まかせ行政まかせではすこしも前進は見られません。問題や悩みは親一人ではなく、会・団体組織にて力を合わせてこそ福祉は前進すると思います。親一人ぼっちではどうする事も出来ないと思います。

◎私達保護者は、子ども達の事を今こそ真剣に考える時です。

◎責任をもって、子ども達の将来を見守って行くのが親の役目ではないでしょうか。

◎人様に任すのではなく『行政、地域社会』のご理解ご支援をお願いしましょう。

詳しく知りたい方は、下記までご連絡下さい。

連絡先 志摩市志摩町和具867-6 (伊藤)

☎ 0599-85-0987 F 0599-85-3731

三重県脊髄損傷者協会

昨年は東日本大震災があり、今現在も大変な状況で、苦労されていると報道などで聞きますが、当協会は車いす利用者で災害時には避難所に避難しても車いすでは大変難しい面があると再認識しました。阪神淡路大震災の時も多く仲間が大変な環境におかれていたことを思い出しました。時が経つにつれて少しずつ復興していく阪神地方、私たちはその時も幸いにも被害がなく、時がたつに連れて風化していった事に今回の東日本大震災で気づかされた次第です。東海、東南海地震がくると言われていますが、この今まで経験したことのない震災をいつまでも忘れることなく、常に私たち障害者は、震災の時どうすれば良いかずっと考えていかなければいけない課題だと思います。まだまだ三重県は遅れていると思いますが、9月に当協会の近畿東海ブロック会議において来賓として出席いただいた鈴木知事も防災について三重県としても前向きに取り組んでいくとの事でしたので、当協会もそれぞれの会員が地域の方々と連携して避難できる体制の構築が重要です。

事務局 ☎ 059-386-9733 (松田)

三重県知的障害者福祉協会

平素は関係団体の皆様には当協会活動へのご理解、ご支援賜りありがとうございます。心より感謝とお礼を申し上げます。

昨年度は、東日本大震災や台風12号によって多くの障害のある方々がその犠牲とされました。

その意味でとりわけ障害のある方々に対する防災体制のあり方について、改めて考えさせられた1年でした。

他方、多くの関係者の期待を背負い、今後の障害者福祉のあり方を方向付ける「障害者総合福祉法」の骨格提言も示されました。

こうした状況の中、新年を迎えるにあたり、当協会では従来からの協会活動を継続しながら、会員事業所の安定した支援の提供と障害のある方々が安全で安心して暮らすことができる福祉社会実現に寄与できるよう気持ちを新たに活動してまいりたいと考えております。

つきましては、県内の関係団体の皆様のご協力、ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(会長 近藤忠彦)
事務局 ☎ 059-268-1115 (本弘)

三重県における「パーキングパーミット制度 (Parking Permit System)」の取り組み

～平成22年9月県議会での請願採択により、平成24年9月制度開始の予定～

私たちは、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、車いす使用者用駐車区画の適正利用や視覚障害者用ブロック上への自転車の駐輪禁止等身近な課題の解決にむけて、利用マナーの啓発等による意識づくりの取り組みを進めています。

ここに紹介するパーキングパーミット制度は、スーパー・病院・公共施設などには、歩行が困難な障害者、要支援高齢者、妊産婦、怪我をした人などが車を停めるためのスペース（車いすマークのある駐車場）が設置されていますが、このスペースを必要としない人の心ない利用により、「必要としている人が必要としている時に」利用できない場合が多くあります。

このような状況を少しでも改善し、歩行が困難な人の駐車スペースを確保するための制度がパーキングパーミットです。

ところが、この駐車区画は、法令等の拠り所がありません。また、外見では判らない障害等をお持ちの人を含めて、その駐車区画の利用対象の人であることを判別する方法も、法令等では決まっていませんでした。

- 1 車いす使用者用駐車施設（駐車区画）の利用対象者を明らかにする。
- 2 「利用証」を交付し、利用対象者であることが誰にでもわかるようにする。

この2つの大きな目的のもと当制度は、車いす使用者用駐車施設において利用証を発行することにより、当該駐車施設の適正利用を促進しようとするもので、平成18年7月に佐賀県が全国に先駆けて導入しました。

その後「パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）制度」は、他の自治体でも相次いで導入され、平成23年10月1日現在、全国で21府県・3市に拡大しています。

当制度を最初にわが国に紹介し、ご自身も車いす生活者で(株)アクセスインターナショナル代表取締役山崎泰広さんは、「私が欧米の制度を元に考えた理念が上手く伝わっていない県が多く、三重県そして近畿ブロックでの導入のためには、ぜひ正しい理念を伝えて制度を作っていただきたい。そのためには、協力は惜しまない。」と推進のための支援を約束していただいています。

県は、制度の開始にあたって、①交付対象者を誰にするのか、また、市町・企業等の賛同が得られる制度内容について、②窓口業務の運用についてなどの検討を社会参加推進協議会、市町・関係団体等との協議や意見の聞き取りを実施し、「障害者等用駐車施設を本当に必要とする人が利用できるよう」改善することとしています。

私たちは、この制度の運用に当たって、県民の皆さんのご理解とご協力をお願いするとともに、「利用証」の交付など窓口業務を障害当事者団体で受託し、障害者の就労に結び付けたいと考えています。

このパーキングパーミット制度をよりよいものとするため、ご意見・ご要望などを三重県身体障害者福祉連合会までお寄せください。よろしく申し上げます。

三重県では **パーキングパーミット制度**

の導入をめざしています。



パーキングパーミット制度は、身体に障がいのある方や妊産婦の方など、**歩行が困難な方**に対して利用証を交付する制度です。

この制度は、**車いす使用者用駐車区画**を利用できる人を明らかにし、**駐車区画**を利用しやすくすることを目的としています。

車いす使用者用駐車場と通常の駐車場のちがい



「通所サービス促進事業」の継続を求める県議会への請願について

自力で通所することが困難な障害者を支援する「通所サービス促進事業」を平成24年度以降も引き続きの継続を求めて、障害者団体及び各事業者が連名で県議会に以下の「請願書」を提出し、平成23年10月18日県議会で採択されました。

請願の要旨

日中の活動の場へ自力で通所することが困難な障がい者の通所の支援を継続して行う事を目的として通所サービス利用促進事業の制度存続を請願する。

請願の理由

「通所サービス利用促進事業」は障害者自立支援対策臨時特例交付金の1つとして平成19年度より実施されています。利用者が障害福祉サービスを利用するための通所の際の移動の費用として、片道540円の補助を行っていただく制度であります。

車などの運転はおろか、自力で公共交通機関の利用さえできない方が多く、各福祉事業所がその補助金を原資にバスや乗用車を手配し送迎サービスを実施してまいりました。

「日中の活動場所に通所する」ことは、障がいをもつ方々の社会参加にもつながり、その先に就職をふくめた社会の経済活動にも参画できる機会にもなります。

多くの障害者が、社会参加することで、障がいを持たない方々にも、自然に理解が広がり、加えてその家族も生活環境が安定し、多くの県民が安心して生活できる状況となる事が期待できます。

県下の障がい福祉サービス事業所は、必ずしも利便性の高い場所に立地しているとは限りません。むしろ諸般の事情により交通の便の悪い場所に立地する傾向にあります。

逆に、山間部や過疎地域に在住の多くの障がいを持つ方々に対して、送迎サービスを行うことで日中の居場所を確保し社会参加の機会を保障する事を実現してまいりました。

家族がその事業所まで送迎する通所の方法も一部の家庭では可能ですが、実際には長く続かない例が多く、障がい者もいつまでも家族に頼るわけにはいかないと断言するのが現状です。

この通所サービス利用促進事業は、本人の自立から社会参加そして、家族・県民の障がい者理解まで影響を与える事業と考えます。

以上のことを踏まえて ぜひとも次年度以降の継続をお願いいたします。

「創ろう みんなの障害者総合福祉法を！」JFD（日本障害フォーラム）大フォーラム開催
～10月28日（金）日比谷野外音楽堂に全国から一万人が参集～

創ろう みんなの障害者総合福祉法を！ 10.28 JDF 大フォーラム アピール

JDF（日本障害フォーラム）は、結成以来、障害者権利条約の策定一批准に向けて取り組んできました。今、条約批准に向け「障がい者制度改革推進本部」と、そのもとに「障がい者制度改革推進会議」が設けられ精力的な議論が進められています。推進会議は、「私たち抜きに私たちのことを決めないで！」という条約の基本精神に基づいて運営されており、まさに画期的なものです。

昨年6月にまとめられた「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」では、障害者基本法改正、障害者総合福祉法、障害者差別禁止法制定などの改革のロードマップが示されました。その後、第一次意見を受けて、「制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援の整備等を内容とする障害者総合福祉法（仮称）の制定に向け、平成24年通常国会への法案提出、25年8月までの施行を目指す」などとした閣議決定がなされました。

昨年4月には、推進会議のもとに、障害者および家族、そして多くの関係者による「総合福祉部会」が設けられました。「障害者権利条約」と、自立支援法訴訟の「基本合意文書」を指針に、さまざまな立場の構成員が議論を重ね、今年8月30日に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が、構成員55人の総意としてまとめられました。9月の推進会議の了承を経て、蓮舫・障がい者制度改革推進本部副本部長に手渡されました。

多くの障害者・家族・関係者は、この骨格提言に大きな期待を寄せています。

東日本大震災は、計り知れない程の甚大な被害を私たちに及ぼしましたが、一方で、あらためて共生社会のあり方を考えさせてくれました。「一人ひとりの存在が心より大切にされ、誰もが排除されることなく社会的に包摂される」とした骨格提言に基づいた法制定がなされるよう、私たちは国会と政府に対し、以下の点を強く求めます。

記

1. 55人の総合福祉部会構成員の総意としてまとめられた骨格提言の重みを受け止め、法案化とその制定に際して、骨格提言を最大限尊重し反映させること。
2. 骨格提言が反映された障害者総合福祉法を立法化するため、十分な予算を確保すること。

2011年10月28日

創ろう みんなの障害者総合福祉法を！ 10.28 JDF 大フォーラム参加者一同

第24回三重県身体障害者自動車安全運転競技会

9月25日(日)三重中央自動車学校において、秋の全国交通安全運動にあわせて、障害者の交通安全対策事業の一環として自動車安全運転競技会が行われた。運転者は、技術、ルール、マナー等を修得し、日常生活の中で習慣づけるよう努めて、交通安全の徹底を図り、日頃の運転を見つめ直す機会としました。



三重県身体障害者交通安全啓発事業

12月10日(土)に菰野町保健福祉センターけやきにおいて、北はいなべ市から南は紀宝町まで、県内各地から86名が参加。四日市市西警察署交通課交通係長 遠藤美香子氏より、交通安全のための5つのポイントなどの講話と交通安全啓発のDVDを鑑賞し、改めて一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することの大切さを実感しました。

その後、「メガマート菰野店」前で、交通安全啓発のパンフレットを多くの方々に配布し、交通安全街頭啓発を実施しました。



視覚障害がある人の情報支援を含む新たな障害福祉サービス

新たな障害福祉サービス事業として「同行援護」が10月1日から施行されたことに伴い、同行援護従業者養成研修(一般課程)及びガイドヘルパー養成研修を三重県身体障害者福祉連合会が三重県から委託を受けて、松阪市中川新町地域交流センターにおいて、12月(実施済み)と1月に実施します。



近鉄伊勢中川駅にて乗降実習

平成24年三重県交通安全県民運動

期間：平成24年1月1日～同年12月31日までの1年間

スローガン

ゆずりあう ^{みえ}心が三重る 道が好き

～安全はあなた自身の心がけ～

〈年間重点目標〉

- ① 高齢者の交通事故防止
- ② 子どもの交通事故防止
- ③ 自転車の安全利用の推進
- ④ 全ての座席のシートベルト



・チャイルドシートの正しい着用の徹底

- ⑤ 飲酒運転の根絶
- ⑥ 薄暮時の早めのライト点灯の推進
- ⑦ 反射材の普及
- ⑧ 若年運転者の交通事故防止
- ⑨ 違法・迷惑駐車

・思いやりとゆずりあい 1月1日(日)～12月31日(月)
交通事故をなくす年間運動

- ・春の全国交通安全運動 4月6日(金)～4月15日(日)
- ・夏の交通安全県民運動 7月11日(水)～7月20日(金)
- ・秋の全国交通安全運動 9月21日(金)～9月30日(日)
- ・年末の交通安全県民運動 12月11日(火)～12月20日(水)
- ・夕暮れ時、ちょっと早めの 10月1日(月)～12月31日(月)
ライト・オン運動

・交通事故死ゼロを目指す日

全国交通安全運動期間中に実施予定

- ・交通安全の日 毎月11日
- ・高齢者の交通安全の日 毎月21日(S・Sデー)
(セーフティー・シルバー・デー)
- ・自転車安全対策強化日 毎月第一月曜日(S・Bデー)
(セーフティー・バイシクル・デー)

三重県障害者青年活性化対策事業

【障害者の体験発表とカラオケ交流会】

日時：平成24年2月4日(土)10時から

場所：グリーンプラザおおだい(大台町)

《三重県共同募金会の対象事業》

「同行援護とは」

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等と同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。(根拠法令：障害者自立支援法第5条第4項)

同行援護のサービスの内容

- ① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)
- ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

同行援護の対象者

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等

※「同行援護アセスメント票」及び「夜盲等に係る意見書」に基づき、要件を満たす者。

平成23年度障害者福祉フォーラム三重

シンポジウム「伊賀からの発信～三障害の連携に向けて」

伊賀市社会福祉協議会 事務局長 平井俊圭



歴史ある第57回三重県身体障害者福祉大会が伊賀市で開催されたことを光栄に存じます。

今回初めての取組として身体、知的、精神それぞれの立場から発言するシンポジウムが行われました。元来伊賀市では早くから障害の種別を超えて障害者団体を結成してきた経緯があり、障害者総合福祉法の国会上程も予定されていることから、シンポジウムを通して三障害連携のありかたを模索することとなりました。

上野車いす友の会 山崎善一（やまざきよしかず）さん、腎友会 福地申大（ふくちのぶひろ）さん、伊賀市手をつなぐ親の会 野田一尊（のただかずたか）さん、伊賀市精神障害者地域家族会はくほう会 森藤歌代子（もりふじかよこ）さん、精神障害のある相馬圭美（そうまたまみ）さんの合計5名のシンポジストから発言を頂きました。紙面の都合上、発言のすべてをご紹介することはできませんが、いくつかの論点について誠に勝手ながらまとめさせていただきました。

共通して出された課題としては、個人情報保護に考え方が浸透してかえって会員拡大に支障をきたしていることです。山崎さんや福地さんからも以前は行政の窓口で手帳発行者の情報を聞くこともできましたが、今では噂話や訪問によってしか入手できません。ただ、家族に障害のある人がいることなどを話すと、気軽に先方から相談を持ちかけられることもあるといいます。災害時要援護者の把握や実際の避難の折にも支障をきたすことが予想されます。

山崎さんからは、重い障害のある人の集まりだが、例会で交流し、仲間で海外旅行に行くこともあるといいます。

また、見た目では障害があるとわからないことについて福地さん、相馬さんから発言がありました。

福地さんからは、三重県内では4,050人ほどが透析患者で、腎友会へ加入している会員は1,550人と紹介がありました。透析をしていると恥ずかしいと感じる人もいますが、自己管理ができれば普通に暮らせます。ただ、移動手段の確保や医師不足や救急体制の未整備が大きな不安で、福祉医療費助成制度を守ってほしいと訴えました。

野田さんからは、会の活動が親の交流やガス抜き場として機能しています。ただ、緊急時に保護してもらえない施設がないことや、子の成長に伴って費用がかかることなどをあげ、「施設で世話になるという意識もつらい。施設は立派になったが職員の処遇も原因となって人が定着しないことが課題。」と指摘しました。

様々な障害のある人が一緒に活動することについて森藤さんは、最初は精神障害について受け入れられるかどうか不安でしたが、スポーツ大会など様々な活動の中で、違う障害のある人の役に立つことがあると本人が気づくことで、喜んで参加している様子や、署名なども数多く協力が得られることなどメリットが大きいことをあげました。日頃から取り組んでいる活動資金を集めるためのアルミ缶集めは「単にアルミ缶を集めるだけでなく心を集めている。他団体の協力も得て今後身体障害者向けのサービスと同様のサービスが受けられるようにしたい。」と制度の縦割りの改善を訴えました。

今回精神障害のある当事者として登壇いただいた相馬さんは、最初は病気とわからず自暴自棄になった時期もありましたが、専門職集団「チーム相馬」が支援してくれていることで2年前に市役所で半年間実習し、発病後初めて成功を実感できたといいます。

ただ、つらいところは、見た目では障害がわからないところで、激しい落ち込みは薬でコントロールはできますが、その後長く続く疲れやすさややる気のなさ、今までできていたことができなくなることがつらいといいます。

「病気ではあるが不幸ではない。自分で幸せになれる方法を探ることが大切。皆さんのフォローがあれば地域で生活できる。障害はあるけれども住み慣れた地域で生活したいと思っている。人は一人では生きていけない。人とのつながりを大切にしながら私らしく生活していきたい。しかし、精神障害について世間の偏見があり、今の社会では当事者が前に出て話をするにはリスクがある。でも、知ってもらうことで住みやすくなる。」と複雑な心の内を明かしてくれました。

伊賀市では、障害者福祉連盟という共通基盤の上に身体や知的、精神それぞれの障害に関わる団体が交流しながら、共にそれぞれが持つ課題を共有し、解決することを試みてきました。互いの違いを理解し協働することの効果や重要性の共通認識が始まりつつあるとあってよいでしょう。

最後に、ご登壇いただいた5名の方々に感謝申し上げますと共に、こうした機会をお与えくださった三重県身体障害者福祉連盟の方々に厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

受賞おめでとうございます

◆厚生労働大臣表彰

更生援護功労者

ほんま とよこ
本間豊子 四日市市 聴覚
四日市市身体障害者団体連合会 副会長兼事務局長

聴覚障害者団体の会長として手話通訳者派遣制度を創設する等手話の普及に尽力した。

四日市市身体障害者団体連合会副会長として、会議等において意見を述べるなど、全ての人が暮らしやすい社会にむけた活動をしている。

三重県身体障害者相談員としても高齢聴覚障害者に対する訪問活動や引きこもり等に対するコミュニケーションや生活支援を行い、相談者の更生に貢献している。

第26回 障害者による書道・写真全国コンテスト

書道部門 銀賞

和(家和萬事成)
山田輝元(津市)



写真部門 銀賞

マシンと奏でるコンチェルト
河盛進一(鈴鹿市)



銅賞

真夏の華
田中淳(大台町)



◆東海テレビ「ひまわり賞」

つじ 和 範 四日市市 言語 肢体
四日市市身体障害者団体連合会

生まれてすぐに脳性小児麻痺となり、言語機能障がいと肢体不自由になる。養護学校高等部卒業後、あんま、マッサージ養成施設への入学を希望したが、当時は言語・四肢障がい者は入学ができなかった。5年後、ようやく名古屋の健常者向け理療専門学校あんま課程へ入学が許される。下宿生活を余儀なくされ、授業をカセットに録音して自宅でノートする方法で授業について行き、国家試験にも合格した。治療に重要な患者とのコミュニケーションのために助手兼通訳の助けを借りて、指圧・鍼灸院を開院する。その後も新しい療法を習得するための講座を受講し、技術の向上に努めている。平成元年てんかんを発症したが、入院している時でも障害者のためのパソコン講座やピア・カウンセリング等に参加し、社会復帰を目指した。

平成2年に車いすの会に入会する。平成14年から実行委員として福祉映画祭を運営し、平成17年には委員長を務め、周囲からの人望が厚い。平成14年に三重県ユニバーサルデザイン・アドバイザーの資格を得て、四身連の仲間とまちづくりの視点で活動している。

入退院を繰り返しながらも可能な限り社会参加をし、障がい者の福祉や人権について、一般社会からの理解が得られるような「ロール・モデル」として活動していきたいと語る。

第57回三重県身体障害者福祉連合会会長表彰

- | | | | |
|--|--|---|--------------------------------------|
| 1. 自立更生者
内田耕二(菰野町) | 別所貞子(津市)
吉田博子(津市) | 飯柴匠(松阪市)
田中淳(大台町) | 3. 介護功労者
生川やす子(四日市市) |
| 2. 団体育成功労者
武藤穂(桑名市)
森義昭(いなべ市)
鈴木三枝子(四日市市)
増村香津子(亀山市) | 奥野久子(津市)
後藤茂治(津市)
川井行雄(津市)
坂本美義(松阪市)
奥川和美(松阪市) | 中山繁(玉城町)
奥野貢(玉城町)
今井きくゑ(大紀町)
西島英雄(伊賀市)
長谷川光輝(伊賀市) | 4. 奉仕活動功労者
麻生咲子(桑名市)
堀川康子(鈴鹿市) |
| | | | 5. その他の更生援護功労者
生田勝弘(四日市市) |

スローガン 入選者

思うより 実践しようよ いたわりを 桑名市 西村久美子
夢ひらく 福祉の花に 希望湧く いなべ市 黒田利之
差別なく 広がる余裕 福祉の輪 津市 富永みね子
支え合う 心は一つ 大きな絆 伊賀市 塚脇勝行

三重県障害者ふれあい交流会を開催

7月10日(日)～11日(月)かんぼの宿鳥羽において平成23年度三重県障害者ふれあい交流会を開催しました。県内各地から144名の参加があり、1日目は第28回東海テレビひまわり賞の受賞者大屋隆さんの体験発表をいただき、災害研修として、県防災危機管理部 畑中一宝副室長より、「東日本大震災地の現状報告と避難準備の重要性」を、UD地域ボランティアかるがもの齋藤美恵子さんと

高木生さんより、「災害に対する心構え」の講演のあと、夕食をしながら交流会。2日目は、音楽療法士桐生小百合さんの指導のもとみんなが知っている懐かしい歌を歌ったり、参加者それぞれが楽器を使って音楽療法を楽しみ笑顔あふれる交流ができました。(三重県共同募金会の対象事業)

